

## ○野田村ホームページ広告掲載取扱要綱

平成○年○月○日

告示甲第12号

(目的)

第1 この告示は、野田村のホームページ（以下「村ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(広告の方法)

第2 村ホームページに掲載する広告（以下「広告」という。）は、バナー広告（広告を掲載するホームページ上に文字又は画像を貼り、広告主の指定するホームページにリンクして行うものをいう。）

(広告主の)

第3 村ホ

び広告主

いて一切

を与える

2 広告主は

決しなけ

(広告の規格、数量等)

第4 広告の規格、数量等は、次のとおりとする。

(1) 大きさ 縦50ピクセル×横170ピクセル

(2) 形式 「gif（アニメーションは不可とする。）」、「jpeg」、「png」の拡張子をもつもの

(3) 広告の掲載位置 村ホームページのトップページ

(4) 広告の枠数 10枠

2 広告の枠は、1人の広告主について1枠に限るものとする。

(広告の掲載期間)

第5 広告を掲載する期間は、おおむね1月単位とする。ただし、複数月の単位の広告掲載の申込みがあったときは、その期間を掲載期間とすることができる。

2 前項の規定は、広告の掲載期間終了後の更新を妨げないものとする。

サンプル

は、広告及  
の事項につ  
者に不利益

こおいて解

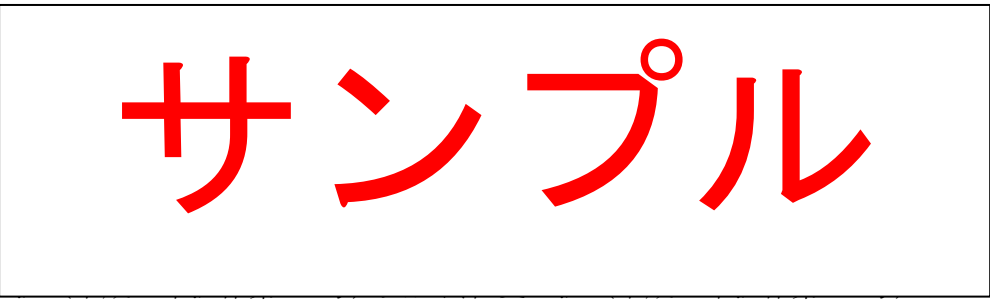
3 広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、おおむね当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、おおむね当該広告を掲載する月の最終日とする。

4 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日に当たる場合の取扱いは、村長が別に定める。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）  
（広告規制業種及び業者）

第6 次の各号のいずれかに該当する業種及び業者の広告は、掲載しない。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 暴力団又
- (3) 風俗営業  
その他こ
- (4) インター  
法律第83
- (5) 市営建設
- (6) 違法又は
- (7) 民事再生  
続又は更生手続中のもの
- (8) 国税、県税及び市町村民税の滞納がある者
- (9) その他村長が村ホームページに掲載する広告の業種又は業者として適当でないと認めるもの  
（広告の内容）



第7 村ホームページに掲載する広告の文字又は画像の内容及びデザイン並びにリンク先ホームページの内容は、村の広報媒体としての品位を保つとともに公共性を妨げない広告でなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 公の秩序若しくは善良な風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 選挙に関するもの
- (6) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (7) 通信販売、訪問販売、先物取引、貸金業及び風俗営業に関するものその他これらに類するもの
- (8) 求人広告その他これに類するもの
- (9) 一般市民に不利益をあたえるもの又はそのおそれのあるもの
- (10) その他村長が広告を掲載することが適当でないと認めるもの~~~~~

~~~~~  
~~~~~

様式第1号（第10関係）

年 月 日

野田村長 様

申込者 住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 ④

野田村のホームページ

次のとおり申し込み

2 広告の内容

3 リンク先アドレス

4 連絡先

サンプル

担当者氏名

電話

F A X

E-mail